

中小企業金融円滑化法の期限到来後の取組みについて

備後信用組合

中小企業金融円滑化法の期限到来後においても、当組合は従来どおり、下記金融円滑化基本方針に基づき、お客さま一人ひとりの顔が見える対話を一番大切に、最も身近な頼れる相談相手として、お客さまの悩みと一緒に考え、問題の解決に努めていくため引き続き、全役職員が一丸となり適切な対応に努めます。

中小企業者等の金融円滑化基本方針

1. 中小企業者の既往の債務に係る貸付条件の変更等申込み・相談に対する対応について
当組合に対して事業資金の貸付けに係る債務を有する中小企業者のお客様が、業績不振による倒産・廃業、受注減少や売上減少による減収など、不安定な経済情勢の影響（状況）等によりご返済が困難となった場合には、当組合の本店、各営業店の「ご返済等に関するご相談窓口」等において、貸付条件の変更等のお申込み・ご相談に応じます。
2. 既往の住宅ローン取引に係る貸付条件の変更等の申込み・相談に対する対応について
当組合に対して住宅資金の貸付けに係る債務を有する住宅資金借入者のお客様が、勤務先の倒産による解雇、リストラによる転職・退職・出向による減収、業績悪化などによる給与・ボーナスの減収、超過勤務減少による減収など、勤務先等の事情により返済が困難となった場合には、当組合の本店、各営業店の「ご返済等に関するご相談窓口」等において、貸付条件の変更等のお申込み・ご相談に応じます。

【ご返済等に関するご相談窓口】

- ◎設置店舗 *備後信用組合：全営業店
*お客様相談センター(本店2階：融資部)
TEL (084)922-6556
- ◎受付時間 9：00～17：00(営業日のみ)

以上